

# 新潟市小災害見舞金制度

(注) 8月25日現在の情報を掲載しています。

災害救助法などが適用されない小規模な災害が発生した場合に、被災者世帯に対して見舞金を支給します。

※対象となる災害：30以上の世帯が床上浸水した場合 など

## 1 対象世帯

住家（居住のために使用されている建物）を対象とし、床上浸水等の被害を受けた世帯

※店舗併用住宅の場合、店舗内の床上に浸水しても住宅の床上に浸水していない場合は対象外となります。

## 2 支援内容

支給額は下表のとおり（世帯人数に応じた金額を支給）

(単位：円)

	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上の世帯
半壊、半焼又は 床上浸水	10,000	10,000	15,000	15,000	20,000	1人毎に5,000円を加算する

※見舞金は原則として世帯主に支給します。

※本制度における申請は不要です。被災者生活再建支援制度に申請していただくことをもって見舞金を支給します。

※世帯人数の算定にあたっては、生計を一にしている実際の生活単位により算定します。

## 3 問い合わせ先

新潟市危機管理防災局防災課 TEL：025-226-1143